

## 寄付金に対する税制上の優遇措置について（お知らせ）

公益財団法人日本殉職船員顕彰会は平成23年4月1日に「公益財団法人」に認定されたため特定公益増進法人に該当することになりました。

さらに、平成23年10月27日（平成28年10月17日更新）に「税額控除対象法人」の証明を受けました。

このことにより、本年中の当会に対する寄付金は、税制上の優遇制度が認められることになりました。確定申告を行うことにより、「所得控除」もしくは「税額控除」が受けられます。詳しくは下記をお読みください。

なお、ここでいう寄付金は、賛助会費・協賛会費・追悼式の献花料・終戦記念日の献花料および寄付金をさします。

### ①個人の方の寄付金の場合

#### 〈所得税の優遇〉

本年中の当会に対する個人の寄付金は、所得税の「所得控除」または「税額控除」のいずれか有利な控除を受けることができるようになりました。

この税制優遇を受けるためには確定申告を行っていただく必要がございますが、所得税の軽減につながるためぜひご活用ください。

「所得控除」と「税額控除」の選択については、寄付者の所得額や寄付金額によって有利な控除方法が変わります。詳しくは確定申告の際に税務署にお尋ねください。

「所得控除」を受ける際には、当会が本年中に発行した「領収証」と「公益認定書（写）」が必要になります。

「税額控除」を受ける際には当会が本年中に発行した「領収証」と「税額控除に関する証明書（写）」が必要となりますので、併せて大切に保管いただきますようお願いいたします。

#### 「所得控除」

所得税率が高い高所得者の方は減税効果が大きくなります。

**寄付金額**

上限は年間所得の40%

- 2千円 =

**所得控除額**

#### 「税額控除」

小口の寄付にも減税効果が大きくなります。

**寄付金額-2千円**

上限は年間所得の40%

× 40% =

**税額控除額**

上限は所得税額の25%

#### 〈個人住民税の優遇〉

上記のほか、個人住民税の軽減措置も受けられるようになりました。ただし、個人住民税の軽減措置は、都道府県・市区町村がそれぞれ条例で定めており、対象とならない地域もございますので、お住まいの各市町村の徴税窓口までお問い合わせください。

#### 〈相続税〉

相続により取得した財産の一部または全部を当会に寄付した場合、寄付した財産に相続税が課税されません。

\* なお、詳しくは、税務署、税理士などにお問い合わせください。

#### ② 法人（民間企業等）の寄付金の場合

一般の寄付金の損金算入限度額とは別枠で、損金算入が認められます。

「所得控除」を受ける際には、当会が本年中に発行した「領収証」と「公益認定書（写）」が必要になりますので、各法人の経理担当部門へお渡しください。

\* なお、詳しくは、各法人の経理担当部門、税務署、税理士などにお問い合わせください。